

# 小町地区建設発生土受入地修正設計他業務 特記仕様書

## 1. 業務の目的

小町地区建設発生土受入地は、埋蔵文化財調査等の不測のコスト増加により採算をとることが難しく、少しでもコスト縮減が必要な状況である。本業務は、小町地区建設発生土受入地における排水構造物を見直して、コスト縮減を図ることが目的である。

その他に、小町地区では集落内の道路沿いに用水路があるが、道路幅員がせまいため用水路へ脱輪する懸念がある。そのため、地元住民から用水路を蓋掛け水路に変更する要望が上がっている。本業務は、最適に水路断面を設定し事業費を把握することが目的である。

## 2. 業務内容

### 2. 1 残土処分場水路修正設計

#### 2. 1. 1 設計計画

本業務の目的・内容を把握した上で、貸与された諸資料等に基づき、業務の実施方針、組織計画、工程等を検討し、業務計画を作成して調査職員に提出する。

#### 2. 1. 2 排水検討（概算工事費算出を含む）

造成面の排水構造物を対象に、設計荷重等の水路条件を見直し最も安価な排水構造物を選定する。あわせて、以下の概算工事費を算定し、コスト縮減効果を整理する。

- ・設計当時（R元年度）における排水構造物の概算工事費
- ・現在（R6年度）における排水構造物の概算工事費
- ・見直し後における排水構造物の概算工事費

なお、排水構造物の見直しにあたり、断面と高さの見直しは行わないものとする。

#### 2. 1. 3 図面修正

過年度に作成された設計図を基本に、排水検討結果を反映する。

#### 2. 1. 4 数量計算修正

過年度に作成された数量計算書を基本に、排水検討結果を反映する。

#### 2. 1. 5 照査

下記の事項を標準として照査を実施するものとする。

- ・設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ・検討結果が設計図ならびに数量に正確に反映できているかの照査を行う。

#### 2. 1. 6 報告書作成

業務の成果として、本業務の検討内容を報告書として取りまとめる。

## 2. 2 小町地区水路検討

### 2. 2. 1 現地調査

計画地点の現況調査を行い、水路断面や道路幅員等の検討に必要な諸条件を確認し整理する。

### 2. 2. 2 構造物設計

現地調査や台帳等で得られた情報を基に、水路構造を検討する。なお、検討に当たり、現況水路の流下断面以上は確保することを基本とし、排水計算等は実施しない。

### 2. 2. 3 図面作成

代表断面図を作成する。なお、現況地形は現地調査や台帳等で得られた情報を基に作成することとし、測量は実施しない。

### 2. 2. 4 数量計算

代表断面図について、m当たりの数量を計算し、総数量を計算する。

### 2. 2. 5 概算工事費

m当たりの複合単価を整理し、その結果を基に概算工事費の算定を行う。

### 2. 2. 6 照査

下記の事項を標準として、照査を実施するものとする。

- ・設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ・設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ・設計図ならび数量の正確性・適切性・整合性に着目し照査を行う。

### 2. 2. 7 報告書作成

業務の成果として、本業務の検討内容を報告書として取りまとめる。

## 2. 3 協議・打合せ

業務実施に必要な協議・打合せを行う。

## 【共通】

業務名：小町地区建設発生土受入地「修正設計業務委託」

## 特記仕様書

## 第1(目的・主旨)

本業務は、建設発生土受入地(鳥取市河原町美成地内)の、令和元年度に実施した小町地区建設発生土受入地「測量・詳細設計及び地質調査業務委託」の内、詳細設計の修正を行なうものである。(詳細内容は別紙による)

## 第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」、「地質・土質調査共通仕様書」、「鳥取県国土整備部用地調査等共通仕様書」、「鳥取県国土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm>)によるほか、この特記仕様書によること。

| 編  | 章 | 節 | 条 | 見出し         | 項 | 特記及び追加仕様事項   |
|----|---|---|---|-------------|---|--|
| 追加 |   |   |   | 業務内容        |   | <p>修正設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処分場水路修正設計 一業務</li> <li>・小町地区水路検討 一業務</li> </ul>  |
| 追加 |   |   |   | 資料の貸与及び返却   |   | 本業務において必要となる資料については、初回打合せ時ににおいて、双方確認し貸与することとする。  |
| 追加 |   |   |   | 関係官公庁への手続き等 |   | 関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。<br>なお、機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。  |
| 追加 | 1 |   |   | 地元関係者との交渉等  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務期間内に事業説明を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員と協議すること。</li> <li>・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。</li> </ul>   |
| 追加 |   |   |   | 成果物の提出      |   | <p>成果物は、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書 2部(鳥取県及び鳥取県建設技術センター)</li> <li>・図面(A1版及びA3縮小版) 各1部</li> <li>・電子媒体(CD-ROM 又はDVD-R) 2部</li> </ul> <p>また、本業務は、電子納品対象業務であり、別途定める「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に従い、成果物を作成、納品すること。</p> |
| 追加 |   |   |   | 業務カルテ登録方法   |   | 受託者は、財団法人日本建設情報総合センターへ、フロッピーディスクの郵送又はインターネットを通じてオンラインで登録することが出来る。  |

## 【共通】

| 編  | 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項                               |
|----|---|---|---|-----|---|--|
| 追加 |   |   |   | 疑義等 |   | 業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。 |
|    |   |   |   |     |   |  |
|    |   |   |   |     |   |  |

【設計業務】

| 編 | 章 | 節 | 条    | 見出し              | 項      | 特記及び追加仕様事項  |
|---|---|---|------|------------------|--------|---|
| 1 | 1 |   | 1106 | 管理技術者            | 3      | 資格要件は調達公告による。   |
| 1 | 1 |   | 1107 | 照査技術者及び<br>照査の実施 | 1      | 本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。   |
|   |   |   |      |                  | 3      | 資格要件は調達公告による。   |
| 1 | 1 |   | 1110 | 打合せ等             | 2<br>4 | 本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、1回（当初時）を予定している。<br>なお、業務着手時には管理技術者は立ち会うこと。   |
| 1 | 2 |   | 1201 | 使用する技術基準等        |        | 最新の技術基準及び参考図書を用いて業務の実施にあたるものとする。  |
| 1 | 2 |   |      | 設計業務の条件          | 1      | <p><b>【設計条件】</b><br/>           設計条件等は、下記によるものとし、これによりがたい項目等については、調査職員と協議の上決定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土処分場「設計歩掛・同要領」(平成26年8月:公益財団法人 鳥取県建設技術センター)</li> <li>・建設発生土処分場造成マニュアル(H19 改定版)(平成19年3月:鳥取県県土整備部企画課防災課、財団法人 鳥取県建設技術センター)</li> </ul> |
|   |   |   |      |                  | 9      | <p><b>【建設副産物・リサイクル】</b><br/>           鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。<br/>           なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。</p>   |
|   |   |   |      |                  | 11     | <p>(必要に応じ記載する。)<br/> <b>【コスト縮減】</b><br/>           設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。</p>   |
| 1 | 2 |   | 1211 | 設計業務の成果          | 4      | 数量計算は「土木工事数量算出要領(案)」により行なうものとする。  |

## 【設計業務】

| 編  | 章 | 節 | 条 | 見出し          | 項 | 特記及び追加仕様事項  |
|----|---|---|---|--------------|---|---|
| 追加 |   |   |   | 関係機関協議(資料作成) |   | なお、関係機関の対象は、現時点で想定されるものであり、業務の進捗とあわせて変更となる(追加又は削除)可能性もあることから、調査職員と調整すること。   |
| 追加 |   |   |   | 施工計画         |   | 必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。  |
| 追加 |   |   |   | 仮設設計         |   | 詳細設計に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。  |
| 追加 |   |   |   | その他          |   | 維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。<br>鳥取県景観条例に基づき、「景観評価リスト」を作成すること。  |
| 追加 |   |   |   | 使用歩掛等        |   | 建設発生土処分場「設計歩掛・同要領」(平成26年8月:公益財団法人 鳥取県建設技術センター)に基づき、下記項目について歩掛を適用している。<br>なお、直接人件費の算出に当たっての補正係数についてはそれぞれ記載している条件により算定している。<br>・建設発生土処分場修正設計<br>※条件:対象面積 5.45ha、修正、詳細設計を行っている |
|    |   |   |   |              |   |   |

## 業務委託に関する

指 示 書  
協 議

|                   |          |     |          |
|-------------------|----------|-----|----------|
| 業務名               |          | 位 置 |          |
| 受託者               |          |     |          |
| 履行期間              | 令和 年 月 日 | ～   | 令和 年 月 日 |
| 委託料               | 円        |     |          |
| 指 協<br>示 議<br>事 項 |          |     |          |
| 指 協<br>示 議<br>理 由 |          |     |          |
| 概算増減額             | 約        | 千円  | 増・減      |

上記のとおり（指示・協議）してよろしいか伺います。

令和 年 月 日

| 代表理事                                  | 事務局長 | 課 長 | 合 議 | 監督員・調査職員                 |
|---------------------------------------|------|-----|-----|--------------------------|
|                                       |      |     |     |                          |
| 上記のとおり（指示・協議）します。                     |      |     |     | 監督員・調査職員                 |
| 令和 年 月 日                              |      |     |     |                          |
| (上記のとおり承諾・別添のとおり再協議) します。<br>令和 年 月 日 |      |     |     | 照査・管理・主任技術者<br>現場代理人・担当者 |

## 業務委託に関する協議書

|                                       |                     |     |             |           |
|---------------------------------------|---------------------|-----|-------------|-----------|
| 業務名                                   |                     |     |             | 位 置       |
| 受託者                                   |                     |     |             |           |
| 履行期間                                  | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |     |             |           |
| 委託料                                   | 円                   |     |             |           |
| 協<br>議<br>事<br>項                      |                     |     |             |           |
| ※上記のとおり協議します。<br>令和 年 月 日             |                     |     | 照査・管理・主任技術者 | 現場代理人・担当者 |
| 回答<br>・<br>理由                         |                     |     |             |           |
| 概算増減額                                 | 約 千円 増・減            |     |             |           |
| 上記のとおり（承諾・指示）してよろしいか伺います。<br>令和 年 月 日 |                     |     |             |           |
| 代表理事                                  | 事務局長                | 課 長 | 合 議         | 監督員・調査職員  |
|                                       |                     |     |             |           |
| 上記のとおり（承諾・再協議）します。<br>令和 年 月 日        |                     |     |             |           |
| (上記のとおり承諾・別添のとおり再協議) します。<br>令和 年 月 日 |                     |     | 照査・管理・主任技術者 | 現場代理人・担当者 |
|                                       |                     |     |             |           |